

5-2 みどりの不足する区域のみどりの量を増やすための施策

前章の数値目標及び方針を達成するための方向性は、「創る」「育てる」「活かす」とし、これらに基づいた施策を設定します。

表 5-2-1 施策一覧

◎:実施主体 ○:支援、協力主体

No	対象となる 主なみどり	施策名称	役割		
			市民	事業者	行政
1	みどり全般	緑化活動の啓発	◎	◎	◎
2	みどり全般	緑化基金等の充実	◎	◎	◎
3	みどり全般	グリーンインフラの活用	○	○	◎
4	街路樹・幹線道路、 河川、海岸線	オープンスペースを繋ぐみどりの ネットワークの形成	○	○	◎
5	公共施設緑地、 住宅地、商業地	公共公益施設、住宅地、商業地の 緑化の推進	◎	◎	◎
6	街路樹・幹線道路	道路の緑化推進	○	○	◎
7	河川	河川の緑化推進	○	○	◎
8	工業団地・工業地	工場緑化の推進		◎	○
9	住宅地	緑地協定の締結促進	◎	◎	○
10	公共施設緑地、 住宅地、商業地、 工業団地・工業地	開発区域における緑化	○	○	◎

1) 緑化活動の啓発

市民一人ひとりがみどりの大切さを認識するとともにみどりを守り、増やし、育てる知識を深め、身近な緑化活動をはじめるきっかけづくりとなるイベント等を開催し、緑化活動の啓発に努めます。



図 5-2-1 いわき市都市緑化祭りの様子

2) 緑化基金等の充実

緑化活動の啓発及び持続的なみどりの保全のため、「緑の募金」等を運用します。



〔出典：いわき市森林・林業・木材振興プラン〕

図 5-2-2 緑の募金活動のイメージ

3) グリーンインフラの活用

まちなかには、ヒートアイランドや溢水等といった、大気環境や防災の問題があります。

グリーンインフラは、まちなかにおける環境改善効果を期待されることから、まちなかにあるみどりの見直しを行い、グリーンインフラとして活用を推進します。

米国事例

<ポートランドの取組>



高層ビルの屋上緑化
雨水管理だけでなく、屋根を保護する効果なども期待されている。



Green Street
道路沿いの緑地の縁石を一部空けて、緑地内に雨水を流し込む仕組みになっている。

欧州事例

<自然環境の保全>



良質な生態系保全のための空き地の活用



都市近郊の河川
連続した生物の生息地のために重要

出典：国土交通省総合政策局環境政策課調査

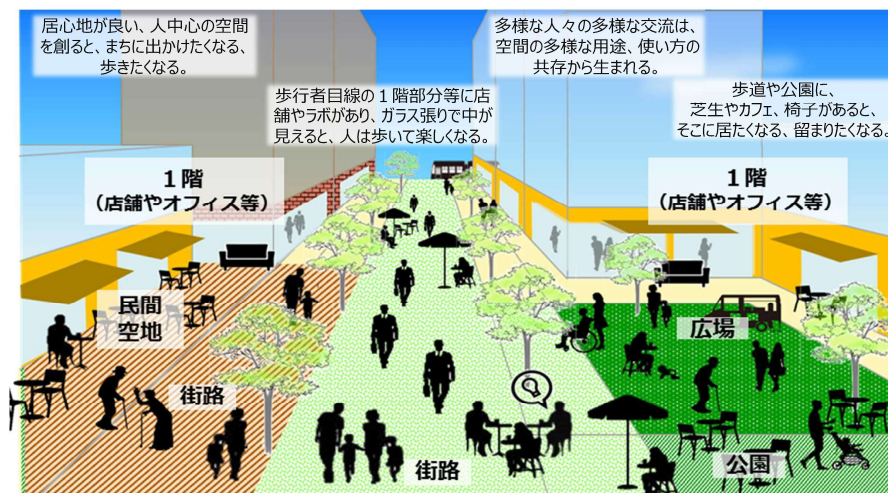
〔出典：国土交通省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_fr_000143.html〕

図 5-2-3 グリーンインフラに関する取り組み例

4) オープンスペースを繋ぐみどりのネットワークの形成

市民意向調査から、公園・緑地に望まれている機能は「憩いや安らぎが得られる場」「運動、健康づくりの場」が上位となっています。また、コロナ禍により、心身の健康を育む場の重要度が高まっています。このようなことから、まちなかにある様々なみどりのオープンスペースとそれらをウォークブル（歩行者が利用しやすいよう）に結んだみどりのネットワークの形成を検討します。



〔出典：ウォークブルなまちづくり（国土交通省）〕

図 5-2-4 ウォークブルなまちづくりイメージ

5) 公共公益施設、住宅地、商業地の緑化の推進

まちなか等の緑化スペースの確保が困難な場所においては、「屋上、壁面緑化」、「緑のカーテン」、「フラワーポット」等の様々な特殊緑化を推進します。

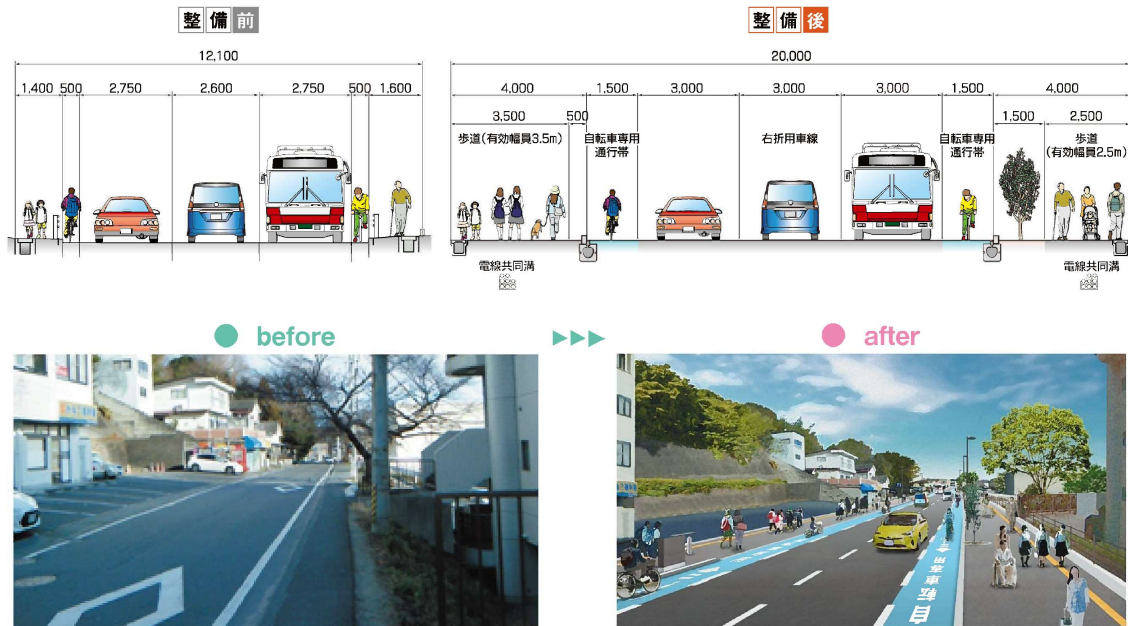


〔出典：いわき市ホームページ〕

図 5-2-5 令和元年度 緑のカーテンコンクール大賞

6) 道路の緑化推進

新たな都市計画道路の整備にあたっては、都市における安全で円滑な交通の確保や、交流・連携の強化と良好な都市環境の創出を目的として、みどり創りを推進します。そのために歩道や自転車専用通行帯を設置するとともに、電線共同溝による無電柱化や植樹柵の設置を進めます。



〔出典：平成 29 年度版都市計画道路搔槌小路幕ノ内線（柳町工区）パンフレット（いわき市）〕
 図 5-2-6 植栽柵を設置する道路改築（事例：（都）搔槌小路幕ノ内線（柳町工区））

7) 河川の緑化推進

良好な水辺空間の創出を図るため、夏井川サイクリング公園や沢帯公園等、河川敷を活用した公園の施設整備等を推進します。



鮫川（河川敷公園として整備）

新川（国事業「河川激じん災害対策特別緊急事業」による改修）

〔出典：いわき市ホームページ〕

図 5-2-7 河川の治水強化のイメージ

8) 工場緑化の推進

工業団地内の大規模な工場において、工場立地法に基づき、届出の審査を行い、工場敷地内の緑化推進に努めます。

9) 緑地協定の締結促進

みどりのある市街地を創るため、宅地分譲等の機会を捉えて、緑地協定の締結を促進します。



〔出典：いわき市ホームページ〕

図 5-2-8 緑地協定の定めがある市街地（事例：いわきニュータウン）

10) 開発区域における緑化

都市計画法第 33 条及び施行令第 25 条の規定により、開発区域の面積が 0.3ha 以上の場合、面積の 3%以上の公園、緑地または広場を設けることが規定されています。一方で、開発区域の周囲に公園・緑地等がある場合、条例により面積要件の緩和が可能です。公園・緑地等については、量だけでなく質の確保も必要であることから、質の確保されたみどりを創るため、開発区域が 1 ha 以下の場合について、公園等の設置義務を緩和する条例制定を検討します。